

東京地裁平成18年12月21日判決・判例集未掲載

中学生頃から精神科への通院歴ある統合失調症の患者が、病室で自死しました。

本件では、患者が以前から自殺を試みていたこともあり、自殺の危険性を予見できたのではないか、という点が争いになりました。

確かに、この患者は、入院中にカーテンレールを用いて縊死を試みた形跡があったり、希死念慮を伺わせるような発言がありました。しかし、自死直前には、自殺未遂をしたり、衝動行動に出ることもなくなっていたため、自死の危険性を予見することは困難とされました。

また、遺族は、病院側に危険物を管理する義務があったのではないかと主張しましたが、精神科病院において縊死の手段として用いる道具は、衣類やシーツなど様々なものがあつたり、また、他人の所持品を利用する可能性もあります。そのため、患者にベルトを所持させてはならない義務が病院にあったとはいえない、とされました。